

整理番号	266
------	-----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	---

支出年月日 3年 1月 4日 他	支出額 百万 千 円 72000	※政務活動費を充当した金額を記載
------------------------	------------------------	------------------

使 途	R2 セキリティ代 (12月分~3月分)
-----	-------------------------

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

20,000 × 4月 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	外ハシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2021年01月04日～2021年01月04日 照会件数：2件

2021年01月06日 09時24分30秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■■■■■■			■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
2021年01月 04日	20,000円		セコム	■■■■■■■■■■

全件数：2件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	効ハシ マサ

入出金明細

照会範囲：2021年02月01日～2021年02月01日 照会件数：1件

2021年03月24日 15時46分15秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2021年02月01日	20,000円		セコム	■■■■■

全件数：1件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	外ハ マチ

入出金明細

照会範囲：2021年03月01日～2021年03月01日 照会件数：6件

2021年03月24日 15時47分27秒時点の情報です。

全件数：6件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■			■■■■■	■■■■■
■■■■■	-----		■■■■■	■■■■■
■■■■■			■■■■■	■■■■■
■■■■■			■■■■■	■■■■■

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2021年03月01 日	20,000円		セコム	■■■■■
■■■■■			■■■■■	■■■■■

全件数：6件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	効心 マサ

入出金明細

照会範囲：2021年03月31日～2021年03月31日 照会件数：13件

2021年04月06日 14時52分28秒時点の情報です。

全件数：13件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2021年03月31日	20,000円		セコム	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■			■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■			■■■■	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■			■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

整理番号 100 - 2

山口京子

DUSKIN
喜びのタネをまこ

領 収 書

No 508528

R3 年 2 月 3 日

山口 様

金額	円
7825	

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】
お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配達業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問い合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100 ※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)

但 H-F
上記金額正に領収致しました。

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

ダスキン 蓮田
有限会社いわい
〒349-0122 蓮田市上2丁目5-11
TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

割印

収入
印紙

領収内訳	お買上額	825	円	取扱者印
	内消費税額	75	円	

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

DUSKIN
喜びのタネをまこ

領 収 書

No 817774

R3 年 3 月 3 日

山口 様

金額	円
7825	

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】
お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配達業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問い合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100 ※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)

但 H-F
上記金額正に領収致しました。

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

ダスキン 蓮田
有限会社いわい
〒349-0122 蓮田市上2丁目5-11
TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

割印

収入
印紙

領収内訳	お買上額	825	円	取扱者印
	内消費税額	75	円	

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

DUSKIN
喜びのタネをまこ

領 収 書

No 817470

R3 年 3 月 3 日

山口 様

金額	円
7825	

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】
お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配達業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問い合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100 ※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)

但 H-F
上記金額正に領収致しました。

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

ダスキン 蓮田
有限会社いわい
〒349-0122 蓮田市上2丁目5-11
TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

割印

収入
印紙

領収内訳	お買上額	825	円	取扱者印
	内消費税額	75	円	

981
※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

整理番号

		7	7
--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">年</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">月</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">7</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">他</td> </tr> </table>	0	3	年	0	1	月	0	7	日	他									<p>支出額</p>	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px; font-size: x-small;">百万</td> <td style="width: 20px; font-size: x-small;">千</td> <td style="width: 20px; font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		1	5		9	4		5	6
0	3	年	0	1	月	0	7	日																									
他																																	
百万	千	円																															
	1	5																															
	9	4																															
	5	6																															

<p>使 途</p>	<p>事務所賃貸料(2月～4月分) $66,440 \times 3 = 199,320$</p> <p style="text-align: right;">$199,320 \times 0.80 = 159,456.0$</p>
------------	--

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
-----------------------	----------------------

③事務所賃貸料(2月～4月分)として

⑤高橋稔裕

政務活動に使用する割合が8/10のため按分します

別紙明細

1,320 [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 77 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

③事務所賃貸料金
2月~4月分
政務活動費に使用する割合が8/10のため按分します

⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56703	03-01-07	09:54
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		(県) 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマクソツキン
カソ
普通 0661651
クキミツビツツトウツヤハンバイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカットウツムツヨ様
電話番号 09018170065
取扱番号 300011
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56706	03-02-05	10:08
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		(県) 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマクソツキン
カソ
普通 0661651
クキミツビツツトウツヤハンバイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカットウツムツヨ様
電話番号 09018170065
取扱番号 400022
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

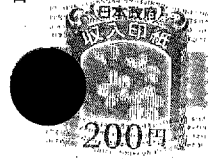
***** 領 収 証 *****

219409

お客様名 高橋 稔裕 様

令和3年3月5日

金額	¥66,000
----	---------



上記の通り正に領収いたしました

但	御 支 払 内 訳	備 考
修理代(当・掛)	現金(当掛)	久喜三菱自動車販売株式会社
部 品 代	小 切 手	
車 輛 代(新・中)	手 形 ・ 枚	貸付料(1万円)
登 録 費	下 取 車	
(※)保 險 料	振 込	取 扱 者 印
取 得 税		
自 動 車 税	合 計	
重 量 税		
納 車 手 数 料		
車 庫 証 明		
代 行 料		
名 義 変 更 料		
消 費 税		
合 計		

久喜三菱自動車販売株式会社
MITSUBISHI MOTORS

本 社 埼玉県久喜市上清久1206-1 (〒346-0038) TEL:0480(21)3355
 久 喜 店 埼玉県久喜市上清久1206-1 (〒346-0038) TEL:0480(23)1785
 幸 手 店 埼玉県幸手市上高野1丁目486 (〒340-0155) TEL:0480(43)3511
 白 岡 店 埼玉県白岡市西1-6-3 (〒349-0205) TEL:0480(92)2801
 B.R.C.久喜 埼玉県久喜市上清久1193-1 (〒346-0038) TEL:0480(43)3809
 ヒュンダイ埼玉東 埼玉県幸手市上高野1丁目455-1 (〒340-0155) TEL:0480(43)3513

(※)上記保険料は仮領収証であり、後日正規の保険料領収証をお届けします。その際には、上記保険料の領収に関する部分は無効となります。

整理番号 77 - 3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

③ 事務所賃貸料金の振込手数料
440円

政務活動費に使用する割合が8/10のため按分します
電気・ガス・電話・プロバイダー料金は事務 費にて計上
151,949-85,949=66,000

⑤ 高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10405	03-03-04	12:26
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥151,949	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
お取引現金内訳		使 認 証
(1万円) 百	(5千円) 千	(1千円) 千

お振込明細またはご案内

お受取り人
サイタマケソソソキン
カリ
普通 0661651
クキミツヒツツトウウヤハンハイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカットウツムヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 300018

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

賃貸借契約書

令和 2 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	●	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社		
賃借人	住所	加須市礼羽 454-2	●	
	氏名	高橋 穂裕		
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)			
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)			
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。 ※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。			
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。			
期間	自 令和2年 5月 1日 至 令和3年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。			
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。			
解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 3ヶ月前予告 解約可能			
振込先	[Redacted] 口座番号 [Redacted] [Redacted] (ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)			

整理番号 1 3 3

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1 : 調査研究費 2 : グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費</p> <p>9 : 資料購入・作成 10 : 交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	3 / 1 / 8 日 他	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">496</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		1	496
百万	千	円							
	1	496							

使 途	<p style="text-align: center;">ダスキンの使用料</p> <p style="text-align: center;">(按分の積算方法 1,870円 × 8/10)</p>
-----	---

領収書等貼付欄

但し、ダスキン 1月分～ 2月分として
埼玉県議会自由民主党議員団

納品・領収書
XXXXXXXXXX No.0000840679
 神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン
 株式会社マルシン
〒367-0062 本庄市小島南3丁目9-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 3年 1月 8日 次回は 月 日 曜日
 担 当 XXXXXXXXXX

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 回 収	今 回 残
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10%		935 内消費税 ***			

	印 紙 5万円以上 貼 付	領 収 額 935	前 回 未 収 額
--	---------------------	---------------------	-----------

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号 1 3 3 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領収書 No. 0000844541
 神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン
 株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目19-1
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 3年 2月 5日 次回は 月 日 曜日

担当

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10%		935 内消費税 ***			

印 経 領 収 額
 5万円以上 935
 貼 付 前 回 未 収 額

整理番号 186 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">3年 1月 8日</p>	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">106480</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円				106480		
百万	千	円									
106480											

<p>使 途</p>	<p>事務所家賃(1 月分)</p> <p>政務活動の使用する割合が8/10のため 8</p> <p style="text-align: right;">$133100 \times 1/10 = 106480$</p>
------------	---

領 収 証 No. _____

残井明果政事務所様 令和3年1月8日

★ ￥133,100 -

但 森田ビル201賃貸料 (令和3年1月分)

上記正に領収いたしました

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

186-2

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35,34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日	から	3年0月間
終期	2023年6月30日	まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	<small>1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。</small>		
礼金		〃 円	〃 円
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

186-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
- ・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6
 氏名 浅井 明 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号
 事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6
 商号 株式会社 ベストハウジング
 代表者等 八巻 康雄
 登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士 [Redacted]

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 [Redacted] 第 [Redacted] 号
 事務所所在地 [Redacted]
 商号 [Redacted]
 代表者等 [Redacted]
 登録番号 [Redacted] 第 [Redacted] 号
 宅地建物取引士 [Redacted]

整理番号 187 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	3 年 1 月 8 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">百万</td> <td style="width: 20%;">千</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">400</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		4	400
百万	千	円							
	4	400							

使 途	<p>事務所看板使用料(1月分)</p> <p>$5500 \times \frac{8}{10} = 4400$</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p>
-----	---

領 収 証

No. _____

★ ¥ 5,500 -

但 森田ビル201看板料(令和3年1月分)
 上記正に領収いたしました

※領収書等には、①年月日、②金額、③用途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

187-2

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2	階部分	35,34 m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間
終期	2023年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円	・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円	・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3	ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞資料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。				
		円			円
礼金		× 円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う			
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>				
	振込先金融機関名・支店名		口座種別		
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者	借主	持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

187-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷 1丁目8-6

氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号
 事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6
 商号 株式会社 ベストハウジング
 代表者等 八巻 康雄
 登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士 [Redacted]

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 第 号
 事務所所在地
 商号
 代表者等 (印)
 登録番号 第 号
 宅地建物取引士 (印)

整理番号 254

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	03 年 1 月 11 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">715</td> </tr> </table>	百万	千	円			715
百万	千	円							
		715							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	ダスキンレンタル代 $1430 \times \frac{1}{2} = 715$
-----	---

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

お客さま名 XXXXXXXXXX 8570 4875 7466 4581
小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
 兼 領収書
 (8000147)

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

株式会社ダスキンサーブ北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2021年 1月 11日 次回訪問日 2021年 2月 18日 取引 現金 No. 100293239000

商品・サービス内容	規格	数量	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
					納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	660	1	1	660				
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	770	1	1	770				

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,300	130	1,430	1,430

確認サイン

担 当 者 名
XXXXXXXXXX

JUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

349

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			6	2
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>	3	年	1	月	1	6	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">6</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	1	6	2	0	0	0
3	年	1	月	1	6	日										
1	6	2	0	0	0											

使 途	事務所家賃 1月～3月	180000 × 0.9
-----	----------------	--------------

領収書等貼付欄

領 収 証 小川真一郎 様 No.

★ 180,000 -

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

但家賃令和3年1月、2月、3月
令和3年1月16日 上記正に領収いたしました



コクヨ・ウケ-98

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

店 舗 賃 貸 借 契 約 書

物 件 の 表 示	所 在 地	大里郡寄居町大字桜沢 2 2 3 5 番地		
	名 称	坂の下ソシア	号 室	1 0 5 号室
	構造・面積	鉄骨造3階建 1階 約49.50㎡	間 取	

賃 貸 借 条 件	賃 料	壹ヶ月 60,000円	駐 車 場	有
	敷 金	ヶ月 , 円 (無利息)	更 新 料	新賃料の1か月分
	礼 金	ヶ月 , 円	備 考	更新手数料
	火災保険	, 円 (1年間掛け捨て)		賃料の2分の1か月分+消費税
契 約 期 間	令和 2年 4月 1日～令和 4年 3月31日までの 2年間			
賃料等の振込先 ※振り込み手数料は借主負担とする。翌月分を下記口座に毎月末日迄に入金する事。				
振込先	貸主宅へ持参すること		普・当 No.	口座名義人

上記物件を賃貸人甲 XXXXXXXXXX と賃借人乙小川 真一郎との間で下記条項により賃貸借契約を締結する。

(賃貸借の目的)

第1条 甲は上記の物件を事務所の目的を持って乙に賃貸し乙はこれを賃借することを約束した。
乙は甲の書面による承諾を得ないで使用目的の変更をしてはならない。

(賃借の期間)

第2条 賃貸借期間は上記に記載する通りとする。但し当事者協議の上、賃貸借期間を更新することが出来る。本契約が更新される場合には乙は甲に上記記載の更新料を支払わなければならない。

(賃借料等)

第3条 本物件の賃料の支払いは賃借料の増加の必要が生じた時は甲乙協議の上、増加できるものとする。

(禁止事項)

第4条 甲の承諾なしに本物件の賃借権の譲渡、転貸し及び第三者に使用させる行為、及び本物件を改築、又は増築もしくは改造をしてはならない。看板等、造作を行う場合は賃貸人の承諾を得る事。
2 乙は本物件において衛生上有害となる行為、火災等危険を引き起こす行為、又は近隣の迷惑となる行為や、その他共有部分を占有したり物品を置く事、もしくは犬猫等を飼育してはならない。

(解除に基づく精算)

第5条 乙の都合により本契約を解除する場合は3ヶ月前に甲に書面で通知し、その期間満了と同時に乙は完全に建物を甲に明け渡し、立退料、損害賠償等その他一切の物質的請求はしない事とする。
2 甲は本物件の明渡しがあった時は遅滞なく敷金の全額を無利息にて乙に返還するものとする。但し本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる乙の債務不履行が存在する場合には当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(経費の負担)

第6条 電気・ガス・上下水道・衛生費・区費及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は賃借料とは別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。

2 甲は本物件の使用並びに収益に必要な土台・柱・屋根等の修繕をなす義務を負う。この場合において、乙の故意、過失により必要となった修繕又は前記以外の修繕は乙の負担とする。

(使用上の注意義務)

第7条 乙は本物件を善良なる管理者の注意を持って管理使用する義務を負う。万一、乙又はその使用人及び関係者の故意・過失により損害を与えた場合はそのすべての損害を賠償しなければならない。

(違約解除)

第8条 乙が本契約の各条項に違反し賃借料を無断で2ヶ月以上滞納した時、又は無断で1ヶ月以上不在の時は、敷金保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即刻建物を明け渡すものとする。明け渡し出来ない時は建物内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人又は取引業者立会いの上随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は意義なき事とする。

(紛争の解決)

第9条 本契約に紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意を持って道義的に解決するものとする。

(暴力行為等の排除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何等催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明け渡さなければならない。

- 1 本物件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- 2 本物件内、共用部分、等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又は掲示若しくは搬入したとき。
- 3 本物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、薬物乱用等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

(特約事項)

- 1 明け渡し時、借主負担にて入居時の状態に原状回復し、清掃してから明け渡す事。
付随する設備のメンテナンス・清掃等は借主負担とする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 2 年 4 月 / 日

賃貸人・甲

住 所
氏 名
電 話 番 号

[Redacted Name and Address]



賃借人・乙

住 所
氏 名
電 話 番 号

深谷市長在家14
小川 真一郎
048-583-2024



連帯保証人・丙

住 所
氏 名
電 話 番 号



仲介業者

所 在 地
商 号
代 表 者
免 許 番 号
取 引 主 任 士

大里郡寄居町大字桜沢2770-4
サンライト不動産
柴崎修
埼玉県知事(4)第20030号
[Redacted Name]

整理番号 139

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	03 年 01 月 06 日 他	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>			3	9	6	0
		3	9	6	0				

使 途	<p>フロアマット等</p> <p>平成3年1月～4月分</p> <p>1,100 × 0.9 × 4ヵ月 = 3,960</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

③ フロアマット、モップ

別 紙

- ・ 1 月 分 1 月 6 日
- ・ 2 月 分 2 月 2 日
- ・ 3 月 分 3 月 2 日
- ・ 4 月 分 3 月 30 日

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン 川口

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目15-25

TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 3年3月30日 次回訪問日 4月23日 B火

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額	納品数	金 額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	495	1	495				
BSH ベーシックマット	RRRRR	1	605	1	605				

前回未収残	合計金額	内消費税	領 収 額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
	(10%) 1,100	100	1,100

伝票 NO.0002185022

受領サイン

担当者名

整理番号 1 3 9 - 2

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン店

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 川口
株式会社ダスキン川口
〒332-0006 川口市末広2丁目15-25
TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 3年1月6日 次回訪問日 2月2日 B火
取引

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残数
				数量	金額		納品数	金額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	495	1	495					
BSH ヘーシックマット	RRRRR	1	605	1	605					

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
(10%)	1,100	100	1,100

伝票 NO.0002142819
受領サイン
担当者名

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 川口
株式会社ダスキン川口
〒332-0006 川口市末広2丁目15-25
TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 3年2月2日 次回訪問日 3月2日 B火
取引

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残数
				数量	金額		納品数	金額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	495	1	495					
BSH ヘーシックマット	RRRRR	1	605	1	605					

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
(10%)	1,100	100	1,100

伝票 NO.0002151421
受領サイン
担当者名

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 川口
株式会社ダスキン川口
〒332-0006 川口市末広2丁目15-25
TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 3年3月2日 次回訪問日 3月30日 B火
取引

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残数
				数量	金額		納品数	金額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	495	1	495					
BSH ヘーシックマット	RRRRR	1	605	1	605					

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
(10%)	1,100	100	1,100

伝票 NO.0002159101
受領サイン
担当者名

整理番号 105

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	03 年 01 月 19 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">7,500</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	5	7,500
百万	千	円							
1	5	7,500							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

14月 75,000円

政務活動に使用する割合が $\frac{7}{10}$ 以上であるため

1月・2月・3月 事務所賃料 $225,000 \times 0.7 = 157,500$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

しんきんキャッシュサービス
お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
03 01 19	12510457-0010
カード発行金融機関・店番・口座番号	
1251-	*****
お取引金額	
お取引内容	お引出
お取引手数料	お取引金額
時刻	お取引後残高
時刻	時刻
説明コード	

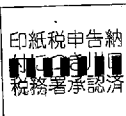
〔振込手数料〕

※領収書等には、①年月日、②(別)に

お受取人

ご依頼人

ウメサワ ヨシカス様




川口信用金庫

C-10-1 されたか分かるような記載すること。)

※領収書等には、①年月日、②(別)に

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃貸借契約書

賃貸人  (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃貸借契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件) 甲は乙に次の物件(以下「本物件」という)を賃貸借する

建物の表示; 名 称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央2-9-14

構 造 木造平屋建て

床面積 18㎡

第二条 (賃貸借期間) 賃貸借期間の定めは、次のとおりとする。

期 間 令和2年1月から令和5年5月までとする。


第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃 料 1か月 金 75,000円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上、各1通を保有するものとする。

賃貸人(甲)   

賃借人(乙) 久喜市栗橋東2-5-8

梅沢佳一 

整理番号 1129

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 1 月 20 日 2/19 3/22				
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26700</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 121,000×0.9) × 3ヶ月</p>	百万	千	3	26700
百万	千				
3	26700				
使 途	事務所賃借料(2 - 3 - 4 月分)				
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>				

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

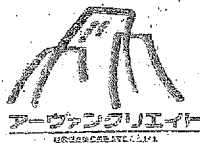
129-2

更新

賃貸借契約書

川口本町リハイム 102号

永瀬 秀樹 様



(有)アーヴァンクリエイト

川口市本町 4-5-32 フジタ川口マンション 103号

Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

129-3

賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間
で表記の賃貸借に関し、本目下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和2年11月4日より令和5年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人 [REDACTED]

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

甲は敷金からこれを控除することができる。

- 4 本賃貸借契約期間内の解約その他本賃貸借の消滅によって賃貸物件の明け渡しがあった場合、甲は乙に対し敷金を返還するものとする。但し、不可抗力による契約の終了の場合は本契約第十六条の定めるところによる。

第七条 (引渡し前の契約解除)

- 1 乙が乙の事情により引渡し以前にこの契約を解除したときは、甲は敷金330,000円の内金165,000円を違約損害金として控除し残額を乙に返還するものとする。

第八条 (共同管理費)

- 1 乙は建物全体の管理に必要な経費として管理費 金 無 円 (消費税込み) を月賃貸料支払いと同時に支払う。但し、その負担額は関係の有無、利用の度合い等を勘案して変更することがあるものとする。

第九条 (光熱・水道・電話等の経費、並びに町内賦課金)

- 1 乙は次の経費を負担する。
- (イ) 冷房・暖房・通風及び換気に関する経費
 - (ロ) 光熱関係の経費
 - (ハ) 電話関係の経費
 - (ニ) 給排水に関する経費
 - (ホ) 町内団体関係の経費

第十条 (その他の経費)

- 1 前2ヶ条の経費並びに甲乙、いずれの負担に属するが明らかでない経費については、甲乙協議の上その負担者又は分担の割合を決定する。

第十一条 (延滞損害金)

- 1 乙が賃貸料又は前3ヶ条により乙の負担すべき経費の納付を遅滞した時は、甲はその額に対して100円につき日歩4銭の割合による延滞損害金を加算して請求することができる。

第十二条 (造作)

- 1 乙は予め甲の書面による承認を得て、乙の費用負担において賃貸借物件内の造作、修繕及び内装の模様替え等を実施できるものとする。
- 2 乙の造作によって甲に請求される公租公課は、宛名名義の如何に関わらず乙の負担とする。

第十三条 (不動産取得税)

- 1 前条の造作に関わる部分に課せられる不動産取得税は乙の負担とする。

第十四条 (保管義務)

- 1 乙は賃貸借物件を、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 2 乙は乙もしくは乙の代理人、使用人、請負人、又は顧客の故意もしくは過失により甲に損害を与えたとき、その一切の損害を賠償しなければならない。但し不可抗力または賃貸借物件の当然の使用法によるものについてはこの限りではない。
- 3 賃貸借物件につき、災害予防に必要と認められる処置をとるべき箇所が生じたとき

129-5

は、乙は速やかにこれを文書で甲に通知し甲はこれに応じなければならない。

第十五条 (免責事項)

- 1 甲は天災又は甲の責に帰する事のできない火災、盗難もしくは諸設備の故障などによる乙の損害については、その責を負わない。
- 2 乙が前条3に定めた通知を怠った場合には、甲はこれらの諸原因による損害についてその責を負わない。

第十六条 (不可抗力による契約の終了)

- 1 天災、地震または事変その他甲の責に帰する事の出来ない事由により本契約の存続が不可能となったときは、本契約は当然に終了するものとし、甲は乙に対して速やかに敷金を返還するものとする。

第十七条 (解約の申し入れ)

- 1 甲又は乙がその都合により、賃貸借期間内にこの契約を解除しようとする場合は、甲は6ヶ月前までに、乙は3ヶ月前までに相手方にその予告をしなければならない。尚、乙は予告に代えて賃貸料の3ヶ月分相当額を相手方に払い込むことにより即時解約することができる。

第十八条 (解約条項)

- 1 乙が次の各号の一項にでも該当するときは、甲は何らの催告を要することなく直ちにこの契約を解約することができる。
 - (イ) 賃貸料の支払を一ヶ月以上怠った場合。
 - (ロ) 破産・会社更生法手続き開始等があった場合又は支払い停止・支払不能の状態になったとき。
 - (ハ) 主務官庁からその営業について取り消し又は停止の処分を受けたとき。
 - (ニ) 廃業又は解散したとき。
 - (ホ) 乙が甲の信用を落とし、又は秩序を害すると認められる行為をし、その他著しく不都合な行為があったとき。
 - (ヘ) 理由なく本賃貸借物件を閉鎖したとき。
 - (ト) その他この契約に違反したとき。但し(ニ)の場合において営業承継者から権利義務の承継の要求があった時は、甲が適当と認めた場合に限り、これを承継することができる。
 - (チ) 乙が本賃貸借権又は貸室に関する権利もしくは、貸室内物件につき差押さえ、仮差押さえ、仮処分、強制執行を受けた時。
 - (リ) 乙の故意又は過失により貸室を著しく毀損し、又は貸室内で火災を発生せしめた時。
- 2 前項に規定する解約の原因たる事実により、甲が損害を蒙ったときは、解約の有無に関わらず、乙は甲にこれを賠償しなければならない。

第十九条 (賃貸借物件の明け渡し)

- 1 この契約が終了したときは、乙は甲の定めた期間内に、自己の費用負担においてその所有物件を全部撤去し、また造作加工した箇所があれば、すべてこれを原状に復した上、甲の立ち会いのもとに賃貸借物件を明け渡すものとする。この場合、賃貸借

物件に著しく損害を与える恐れがあると認めるときは、甲の選択に従い乙はその全てを無償で甲の所有に帰属させるものとする。

- 2 前項の指定期間内に乙がその所有物件等を撤去しない時は、甲は乙の負担のもとにこれを撤去することができる。当該費用の支払いを催告してもなお乙が応じなかったときは、甲は敷金よりこれを控除充当し収去物件を処分できるものとする。
- 3 乙は明け渡しに際し、甲に対し移転料・造作買取り・立ち退き料その他何らの請求をしてはならない。

第二十条 (連帯保証)

- 1 未記保証人は、この契約により乙が負担する債務につき極度額を限度として連帯保証をする。保証人極度額は2,640,000円(賃料等の24か月分)とする。
- 2 乙の代表者に変更があったときは、甲は乙に対し、未記保証人にかえて新代表者個人を連帯保証人とすることを要求することができる。
- 3 保証人が差押え、仮差押え、仮処分、破産の申し立て、又は刑事訴追を受け等、その他保証人として不適当な事由が生じた時は、甲は乙に対し新たに適当な保証人を立てることを要求することができる。
- 4 前2項の事由が生じた時は、乙は甲に対し直ちにこれを通知しかつ遅延なく甲の要求する保証人を立てなければならない。

第二十一条 (禁止事項)

- 1 乙は次の行為をしてはならない。
 - (イ) 敷金返還請求権の譲渡、質入その他の処分行為。
 - (ロ) 賃貸借物件の用途変更
 - (ハ) 賃借件、営業権の譲渡、転貸、質入その他一切の処分行為。
 - (ニ) 賃貸借物件内の乙所有の物件を第三者に担保として提供する事。
 - (ホ) 名義の如何を問わず、賃貸借物件の一部又は全部を他人に使用させ管理させる事。
 - (ヘ) 営業に関し、乙名義以外の者の名義を表示し、又は公告する事。
 - (ト) 建物の維持保全を害する恐れのある重量物、危険物の搬入及び他の賃借人又は第三者に迷惑を及ぼす行為。
- 2 上記内容に該当する場合には即時解約並びに損害賠償請求が出来る。

第二十二条 (組織の変更)

- 1 乙が会社組織を変更し、又は個人経営に切り換える時、或いは個人経営を会社組織に切り換える時は、甲の承認を受け、新代表者においてあらためて甲と契約を締結しなければならない。

第二十三条 (立入権)

- 1 甲は検査その他必要がある場合には、あらかじめその旨を乙に通知して賃貸借物件物件に立入ることができる。この場合甲は乙の営業妨害にならないよう留意しなければならない。但し、賃貸借物件の防火、防水、防犯など緊急の必要がある場合はこの限りではない。

第二十四条 (裁判管轄)

129-7

- 1 この契約に関する訴訟については、さいたま市地方裁判所の管轄に服することを合意する。

第二十五条 (特約事項)

- 1 内装・設備等は現状渡しとし、機能・能力等の保証はしないものとする。
- 2 契約期間満了後、新賃料の0.5ヶ月分の更新事務手数料を支払うことにより更新することができる。
- 3 看板のデザイン、形状、設置位置(立て看板等)は甲の許可を得るものとする。
- 4 川口本町リハイム管理規約、及び川口本町リハイム理事会の指示を遵守すること。

129-8

令和 2年 11月 4日

貸主 氏名 [Redacted] 印
住所 [Redacted]
電話 [Redacted]

貸主 氏名 [Redacted]
住所 [Redacted]
電話 [Redacted]

借主 氏名 永瀬 香樹
住所 埼玉県川口市本町1-6-10
電話 [Redacted]

連帯保証人氏名 [Redacted]
住所 [Redacted]
電話 [Redacted]

仲介業者 株式会社 アーヴァンクリエイト
住所 〒332-0012 埼玉県川口市本町4-5-1
フジタ川口マンション
代表者 代表取締役 和久井 誠
電話 048-227-0008
免許 埼玉県知事(2)第22120号
取引士 [Redacted]


整理番号	130
------	-----

政務活動費 支出証明書

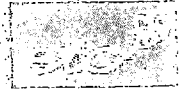
領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</div>年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">1</div>月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">20</div>日 2/19. 3/22 </div>
支出額	<div style="display: flex; align-items: center;"> 百万 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">5</div> 千 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">9</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">4</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> 円 </div> <p style="font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 (22,000×0.9) × 3ヶ月)</p>
使途	事務所駐車場代 (2. 3. 4月分)
支出先	[REDACTED]

<p>上記のとおり支出しました。</p> <p style="text-align: center;">支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団</p>	
---	---

130-2



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング



永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

130-3

自動車保管場所賃貸借契約書 (月極め)

賃貸人 [] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 No. []
ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円(税込)とし、毎月末日までに翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。(本体価格:月額20,000円)
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

[]	[]
[]	[]

- 乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

- 第4条 車は契約の場所に駐車し、車以外の物品を置かないこと。また、通路は常時充分空けておき他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は、甲に無断で契約車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されているものの持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生あるいは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は、乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は、速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲は、公共事業施行や甲の事業計画等により本契約第2条の更新を拒絶する場合は、3ヵ月前までに乙に通知し、その期間満了と同時に本契約は終了し、乙は無条件にて明け渡し、いかなる請求もしないものとする。
- 第10条
- 1、乙が、駐車場所を明け渡すときは、1ヵ月前までに甲に通知しなければならない。この場合、乙は、無条件にて明け渡すものとし、契約解約月まで賃料を支払うものとする。
 - 2、乙は、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。
万が一、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約を申し出る場合は、月額駐車料金1ヶ月分に消費税相当額を加算した違約金を申し受け致します。

130-5

第11条 乙は、その住所、氏名（法人の場合は名称）、その他所定の事項に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

第12条

1、乙が、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を求める場合は、所定の事項を記載のうえ甲の承諾を求める。又新登録の場合は、納車後速やかに自動車登録番号を甲へ報告する。

2、乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、契約期間にかかわらず、自動車保管場所使用承諾書の発行日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。

第13条 この契約に定めた事項に違反した場合は、甲は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。

特約事項 契約更新時には、更新事務手数料として新賃料の50%を申し受け致します。

以下余白

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲 

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234



乙 住所 埼玉県川口市本町1-6-10
氏名 永瀬 秀樹
電話 (048) 223-6050



勤務先

所在地
会社名
電話

その他緊急連絡先



2019年8月8日

130-7
埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変わります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

130-8

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画No.	■
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容				新 契 約 内 容			
旧契約期間				新契約期間			
2019	年	5	月	1	日	から	
2020	年	4	月	30	日	まで	
月額				21,600 円			
月額				22,000 円			
内訳	賃料			20,000 円			
消費税			1,600 円				
(※2019年10月1日より消費税2,000円)				内訳	賃料	20,000 円	
				消費税	2,000 円		
				円			

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2020年 4月 4日

貸主	住所	(代理人)	
	氏名	株式会社トータルホーム 代表取締役 田中利明	
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10	
	氏名	永瀬 秀樹	
	電話番号	048-223-6050	
連帯保証人	住所		
	氏名	実印	
	電話番号		
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホーム赤羽店 国土交通大臣(3)第7200号 埼玉県知事第032579号 田中 利明		

整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="03"/> 年 <input type="text" value="01"/> 月 <input type="text" value="20"/> 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td></tr> <tr><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td></tr> <tr><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td></tr> </table>	百万	千	円	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
百万	千	円													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>													

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>03、02、17 03、03、17 事務所 タスキ! エ</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため 7590×0.9=6831</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団


伝票No. (納品・領収) 書 2021 年 1 月 20 日

松沢正事務所		次回訪問日		印 紙	
商品名	数量	金額	前回	今回	次回
KGS1H	1	880	1		
NFM-DS	1	825	1		
NH-S	1	825	1		
納品合計10%		2530			
消費税額		230			
右金額正に領収いたしました。	領収額	2530	前回	未収額	

様
次回訪問日
月 日 日です
DUSKIN. お約束の日におうかがいします。

担当	<input type="text"/>
おしらせ	TEL 048-981-0336

株式会社 タスキ! エポック
〒343-0002
埼玉県越谷市平方立野2005-
越谷営業所
電話(048)979-8600
FAX(048)979-808



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

71 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自田民主党議員団

伝票No.0003427244 (納品・領収)書

2021年2月19日

松沢正事務所

商品名	数量	金額	前回	今回	次回
KGS1H	1	880	1		
NFM-DS	1	825	1		
MII-S	1	825	1		
納品合計10%		2530			
内消費税		230			
有金額正に 領収いたしました。	領収額	2530	前回 未収額	0	

様
次回訪問日
2月19日です
お約束の日に
おうかがいします。
D水 00999

印紙
5万円以上
貼付

担当 []
Tel. 048-981-0336
おしらせ

株式会社 ダスキニエポック
〒343-0002
埼玉県越谷市平方立野2005-
越谷営業所
電話(048)979-8600
FAX(048)979-8088



伝票No.0003439516 (納品・領収)書

2021年3月19日

松沢正事務所

商品名	数量	金額	前回	今回	次回
KGS1H	1	880	1		
NFM-DS	1	825	1		
NH-S	1	825	1		
納品合計10%		2530			
内消費税		230			
有金額正に 領収いたしました。	領収額	2530	前回 未収額	0	

様
次回訪問日
3月16日です
お約束の日に
おうかがいします。
D水 00999

印紙
5万円以上
貼付

担当 []
Tel. 048-981-0336
おしらせ

株式会社 ダスキニエポック
〒343-0002
埼玉県越谷市平方立野2005-
越谷営業所
電話(048)979-8600
FAX(048)979-8088



整理番号 0091

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	03年01月20日	支出額	百万 千 円 467
-------	-----------	-----	---------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

清掃用フロアモップレンタル料1月分
政務活動及びそのための議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。
(按分した場合の積算方法 935 × 0.5 = 467)

領収書等貼付欄

自民党県議団

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 長峰 宏芳 様
埼玉県議会議員

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
0120-00-5695

(1332743)

No.100168377800

2021年 1月 20日 白次回訪問日 2021年 2月 17日 取引 現金

商品	サービス内容	契約数	前回残	単価	納 品		納 品 回 収 訂 正		備考
					納品	回収	金額	金額	
フロアモップ	FM-DF 4W	1	1	935	1	1	935		

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	850	85	935	935

確認サイン

担当者名

690

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 86

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	R 03 年 01 月 21 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">135</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		135	000
百万	千	円							
	135	000							

使 途	<p style="font-size: large;">2.3-4 月分家賃</p> <p style="font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

$$150,000 \times \frac{9}{10} = 135,000$$

領 収 証

謹 井 様 2021年 1月 21日

★ ¥ 150,000-

但 家賃代 2.3.4月分
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

※領収書等には コクヨ ウケ-1048 (右な記載)、
④発行者、⑤宛 _____
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号	1	9	1
------	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>	3	年	1	月	2	1	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">5</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">9</td> <td style="width: 20px;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	5	4	3	9	6	百万	千			円
3	年	1	月	2	1	日														
5	4	3	9	6																
百万	千			円																

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃(2月分)</p> <p>(送金料含む)</p>	<p>$60.440 \times 0.9 = 54.396$</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	----------------------------------	---

領収書等貼付欄 $60.000 + 440 = 60.440$

ご利用明細票

③事務所家賃(2月分)

お取扱日	店番	お取引内容
03-01-21	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N025	*60,000	
	残高	
送金料金	*440円	
振込予定日	03-01-21	
タケウチ マサフミ		


ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちょ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、2019年4月1日から2021年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

2019年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

(乙) 
 

整理番号	296
------	-----

政務活動費支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	---

支出年月日	3年 / 月22日、2月24日、3月24日					
支出額	月額7700円 × 3ヵ月 = 23,100円 百万 千 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>1</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>0</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 23,100円 × 0.8 = 18,480円)	1	8	4	8	0
1	8	4	8	0		
使 途	駐車場賃借料 / 月 ~ 3 月 分					
支 出 先	(株)ABCハウジング					

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場使用契約書

<p><物件の表示></p> <p>所在地 埼玉県ふじみ野市丸山475</p> <p>名称 丸山第2駐車場</p>	
<p><車種プレートナンバー></p>	
<p><賃料> 7,700 円</p>	<p><保証金> 7,560 円</p>

貸主 [REDACTED] (甲)

借主 渡辺 太 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和2年8月1日より令和3年7月31日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

296-3

- 第12条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 2年 7月 1日

貸主(甲)	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]
借主(乙)	住所	〒356-0035 埼玉県ふじみ野市丸山8-3-601
	氏名	渡辺 大 090-4241-4311
仲介人	住所	埼玉県ふじみ野市駒西3-8-32-107
	氏名	株式会社ABCハウジング 代表取締役 葛籠 貴 夕子
取引士	登録番号	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]

整理番号 0157

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>03年01月25日</p>	<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">6</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>		5	4	3	9	6
	5	4	3	9	6				

<p>使 途</p>	<p>令和3年1月分 事務所賃料</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="font-size: large; font-weight: bold;">60,440 × 0.9 = 54,396</p>
------------	--------------------------	--

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
48204	03-01-25	10:56
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥60,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		
万円	千円	円

③ 事務所賃料として

こと。
りない場合は、別紙を使用すること。
と付すこと。)

お受取人	サイタマケンソツキン オカワ 普通 6203661 1) ハツモツムツヨ様 登録番号 0006	電信
ご依頼人	コクホケンソイチ セイムカットウツムツヨ様 電話番号 XXXXXXXXXX 取扱番号 400026	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しておきます。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 266

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 1 月 25 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">400</td> </tr> </table>	百万	千	円		4	400
百万	千	円							
	4	400							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (本町事務所) $5,500 \times 0.8 = 4,400$
-----	---

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証

No. _____

小島信昭 様

○年 1月 25日

★ 5,500円

但 2月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

な記載)

平成31年 4月8日より 契約更新する

賃借人名札 設置区画 (1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信昭

(メーカー・車種) 三菱 eKワゴン シルバー

(ナンバー)

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [] と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

区画 後橋人免れ接置区画分([])

第1条 (駐車場の用途)

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー: スズキ 車種: エブリィワゴン ナンバー: []
指定区画内には、賃借人や指定した車輛のみが駐車する。

第2条 (賃料)

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条 (敷金)

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条 (契約期間)

1. 契約期間は、平成30年3月31日から平成31年3月31日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条 (契約の更新)

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条 (賠償責務)

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条 (免責)

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条 (原状回復)

本契約の終了の後には、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条 (解除)

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条 (管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条 (信義則)

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月31日

賃貸人: 住所 []
氏名 []

賃借人: 住所 埼玉県さいたま市岩槻区榎-30-1
氏名 小島信昭

整理番号 153

ちょうふ

政務活動費一領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

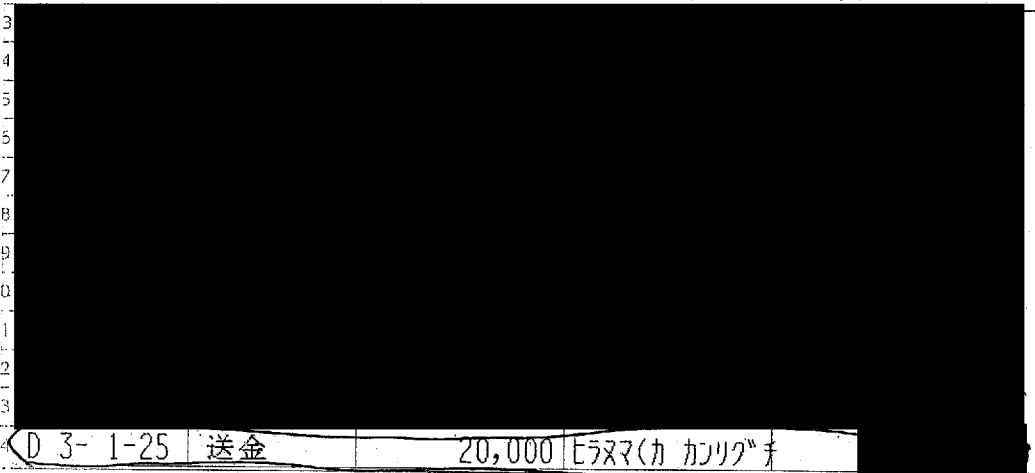
支出年月日	03 年 01 月 25 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">122</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">080</td> </tr> </table>	百万	千	円		122	080
百万	千	円							
	122	080							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃 $155,100 \times 0.8 = 124,080$</p> <p>事務所駐車場A $5,000 \times 0.8 = 4,000$</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が 8%以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄 領収信用金庫 XXXXXXXXXX 名義人内沼博史

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100



駐車場代 $5,000 \times 4台 = 20,000円$
約1台分 5000円

03-1-25	送金	20,000	E5X77(カ カリク)
---------	----	--------	--------------

	普通預金	⑥
--	------	---

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
-------	-----	-------	-------	---------

03-1-25	送金	155,100	X12128-(カ)	
---------	----	---------	------------	--

※領収書等には、() 記載、() 発行者、() 宛
※按分した場合は、

駐車場賃借契約書 <更新契約>

第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。

第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。

第15条 駐車場内は、禁煙とする。

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	月額20,000円 (5,000円×4ヶ月)
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10		
契約期間	2019年7月 / 日から 2021年6月30日迄の2年間とする。		
振込先	口座	名義	
種別	色	登録番号	

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

2019年5月13日

貸主(甲) 住所

氏名

所在地

商号

電話

紹介者

商号

電話

第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込まれる。

第2条 振込手数料は乙の負担とする。

第3条 本物件を駐車場のみで使用し、建築物や工作物は設置してはならない。

第4条 指定車両以外の車を置いてはならない。

第5条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。

第6条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えないうえ、自主管理に努めてはならない。

第7条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なざること。

第8条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。

第9条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、紹介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。

第10条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。

第11条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月前に乙に通告することにより契約の解除ができる。

第12条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税ありは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払について新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承認する。

埼玉県飯能市仲町2-1
全平沼株式会社

〒357-0023
飯能市岩沢729-2

氏名 内沼博史

電話番号
ご自宅 042 (972) 6432

お勤め先 ()
(社名)

- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
- 振込料は乙の負担。
- 場内のトラブルは当事者間で解決する。
- 解約は1ヶ月前までに紹介者へ通告する。
- 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

重要事項再確認

事務所賃貸借契約書

貸主 有限会社 内石博文(甲)と、借主

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 茨城県水戸市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構造 鉄骨造
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)
借主は、貸主の所有する前記の建物を使用して、以下の目的に従ってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)
賃貸借の期間は、2018年6月1日から2021年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)
本契約が満期を迎えることになり、甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。

第4条 (賃料等)
賃料は、毎月13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに前月の賃料を請求する。乙は、毎月末日までに前月の賃料を甲に対して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

第5条 (敷金)
本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、甲は乙に共益費を超える部分の敷金を請求できるものとする。

振込口座
普通口座
名義人

乙は、本契約の履行に必要な経費、電気、ガス、水道、暖房費等その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の負担とする。乙は、本契約の履行に必要となる経費、電気、ガス、水道、暖房費等その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の負担とする。乙は、本契約の履行に必要となる経費、電気、ガス、水道、暖房費等その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の負担とする。乙は、本契約の履行に必要となる経費、電気、ガス、水道、暖房費等その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の負担とする。

甲は、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保ため

乙は、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保ため

担保に関する事項

第6条 (賃借権の譲渡・転貸)
借主は、本契約の締結時点で、第三者に本件賃借権を譲渡し、または担保に供してはならない。

第7条 (契約の解除)
借主は、本契約の締結時点で、第三者に本件賃借権を譲渡し、または担保に供してはならない。

借主は、本契約の締結時点で、第三者に本件賃借権を譲渡し、または担保に供してはならない。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき、
甲は、本契約の締結時点で、第三者に本件賃借権を譲渡し、または担保に供してはならない。

甲は、本契約の締結時点で、第三者に本件賃借権を譲渡し、または担保に供してはならない。

甲は、本契約の締結時点で、第三者に本件賃借権を譲渡し、または担保に供してはならない。

甲は、本契約の締結時点で、第三者に本件賃借権を譲渡し、または担保に供してはならない。

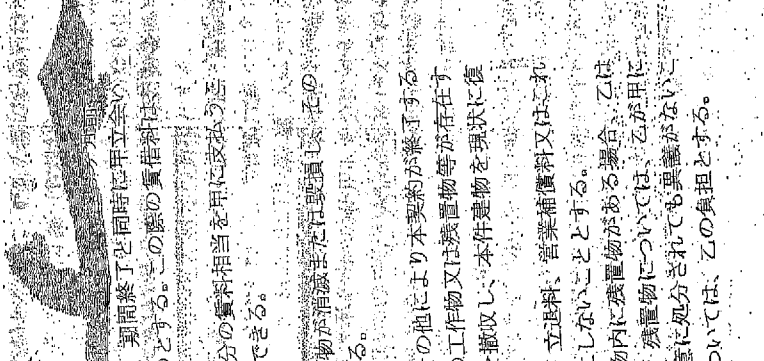
甲は、本契約の締結時点で、第三者に本件賃借権を譲渡し、または担保に供してはならない。

甲は、本契約の締結時点で、第三者に本件賃借権を譲渡し、または担保に供してはならない。

甲は、本契約の締結時点で、第三者に本件賃借権を譲渡し、または担保に供してはならない。

甲は、本契約の締結時点で、第三者に本件賃借権を譲渡し、または担保に供してはならない。

甲は、本契約の締結時点で、第三者に本件賃借権を譲渡し、または担保に供してはならない。



債権の記述が記載された契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

平成 年 月 日

貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

マイクペーター 欄

氏名 代表取締役 谷脇 道生

飯能市岩永 欄

内沼 博史

氏名 住所

氏名

丙：連帯保証人、住所

氏名

仲介業者

登記主任者 登録番号 () 第

号 氏名

契約が終了したにもかかわらず、乙が借借物の明け渡しをなさないこと、乙が借借物の明け渡しの日まで借料の1.5倍の損害賠償を支払

第11条 (損害負担)

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。

第12条 (通知義務)

甲に對し乙が次の各号のうちに該当したときは、甲に對し速やかにその旨を通知しなければならない。

- 1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。

甲、乙の両者は、乙が借借物の付着する修理費は、乙の負担とする。

甲、乙の両者は、乙が借借物の付着する修理費は、乙の負担とする。

甲、乙の両者は、乙が借借物の付着する修理費は、乙の負担とする。

甲、乙の両者は、乙が借借物の付着する修理費は、乙の負担とする。

甲、乙の両者は、乙が借借物の付着する修理費は、乙の負担とする。

甲、乙の両者は、乙が借借物の付着する修理費は、乙の負担とする。

整理番号 123

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 1 月 26 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">500</td> </tr> </table>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>政務活動事務所賃料(2月分)</p> <p>(按分した場合の積算方法)</p>	<p>政務活動に使用する割合が$\frac{9}{10}$以上であるため</p> <p>$55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>
-----	---	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56702	03-01-26	15:13
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

登録番号 0002

チャットツキ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 260002

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

55,000

0

55,000

(振込手数料)

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

令和元年10月1日
消費税増税に伴い

加須市 6号加筆

建物賃貸借契約書

所在地 加須市中央1丁目15-7
建物1階南側部分1.3.2㎡(4坪)

契約期間 令和元年6月16日より令和3年6月15日まで

賃貸料 月額金 55,000 円也(税込)

振込先 [REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的)

1. 乙は本物件を 埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所 として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

第2条 (賃貸借の期間)

- 賃貸借の期間は、令和元年6月16日から、令和3年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、再契約により、更に2年間継続使用することができる。

第3条 (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

第4条 (更新時の賃借料)

再契約後の賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

第 6 条 (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

第 7 条 (権利の移転)

1. 乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第 3 者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第 3 者に転貸し、又、名義の如何にかかわらず、第 3 者に使用させもしくは、共同使用することはできない。
2. 第 3 者が合併、その他による乙の包括継承人である場合、又、社名代表者の変更の場合にも前項と同様とする。

第 8 条 (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。
2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

第 9 条 (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

第 10 条 (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

第11条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解除することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払を2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙において差押え・競売・破産の申し立てを受け、又は会社更生・和議申し立てをしたとき。
3. 乙が解散・廃業・支払停止又は債務の私的整理を発表したとき。
4. 乙が個人の場合、乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
5. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

第12条 (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに次の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙の負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目をもってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由各目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償

還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

第13条 (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

第14条 (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する個所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

第15条 (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

第16条 (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本建物諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

第17条 (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

第18条 (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承諾・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

第19条 (報酬の支払)

宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に現金にて支払うものとする。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和元年6月15日

賃貸人(甲) 住所

氏名

賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

立会人 埼玉県加須市浜町3番3.1号

株式会社 岡不動産 代表取締役 岡 栄一

整理番号 157

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	3 年 1 月 27 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">200</td> </tr> </table>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所、駐車場、賃借料</p> <p>令和3年 2月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>$68,000 \times 0.9 = 61,200$</p>
----	------------------------------------	---

領収書等貼付欄

逢澤 至一郎
埼玉県議会自由民主党議員団

普通預金 ORDINARY ACCOUNT 8

お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)
21-1-27フリヨウトウ	68,000	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

支出 21.1.27 カ) タイセイハイジ

住宅賃貸借契約書

賃貸人（以下「甲」という）と借借人（以下「乙」という）は、以下に定める住宅賃貸借契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

物件の表示	本件建物	所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5			
		名称	加藤コーポラス			
		構造	鉄筋コンクリート	造	陸屋根	地上 4階 地下 0階建
		種類	マンション			
	本件住宅	部屋番号	1階 0101号室			
		間取り	3DK	専有面積	52.66㎡ (15.92坪)	
契約期間	令和 元年 06月 01日 から 令和 03年 05月 31日 までの 2年 ヶ月間					
月払金	家賃	59,000円	支払方法	オリコフォレント		
	共益費	3,500円	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う		
		円	金融機関	[REDACTED]		
		円	支店名			
		円	種別・口座番号			
	月額合計	62,500円	口座名義人			
預託金	敷金	59,000円 (家賃の 1.00ヶ月分)				
	保証金	円 (家賃の ヶ月分)				
	解約引金	円	償却金	円		
一時金	礼金	円 (家賃の ヶ月分)				
	更新料	円 (更新後の家賃の 1.00ヶ月分)				
遅延損害金	年率14.6%の割合により計算します。					
特約事項 (第29条)	<p>1. 乙は、第21条1項に定める原状回復義務とは別に、甲が、退去時の原状回復工事に際して、本件住宅の汚損の有無及び程度を問わず、指定の専門業者に依頼して行う畳表・襖紙の張り替え及びホームクリーニングの費用の全額を、負担することを承諾しました。</p> <p>2. 甲は乙に対し、2019年6月1日から2019年6月30日までの家賃支払義務を免除します。但し、乙が契約始期より1年未満で解約した場合は家賃1ヵ月分を甲に支払うものとします。</p> <p>3. 乙の使用車の駐車位置は本件建物敷地内12・13番とし駐車料金月額1台分(12番)は無料とします。</p> <p>4. (株)オリコフォレントインシュア初回保証委託料33,950円(契約時)、継続保証委託料10,000円(1年毎)</p>					
賃貸人 (甲)	〒	[REDACTED]				
	住所	[REDACTED]				
	フリガナ	[REDACTED]				
	氏名	[REDACTED]				
借借人(乙)	〒	[REDACTED]				
	住所	[REDACTED]				
	フリガナ	アサカキ 洋澤				
	氏名	洋澤 圭一郎				
	生年月日	昭和50年 9月 16日				
	自宅電話番号	[REDACTED]		携帯電話番号	[REDACTED]	
勤務先	埼玉県議会		所属部署	[REDACTED]		
			電話番号	048-824-2111		

自動車駐車場一時使用契約書

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、以下に定める自動車駐車場一時使用契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

契約締結日 2019年5月23日

駐車場所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5					
名称	加藤コーポラス			駐車区画		
契約期間	令和元年06月01日		から	令和03年05月31日		
解約通知	解約期日の1ヶ月前(第12条及び第13条)					
月払金	駐車料	5,000円(消費税別途)				
	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う		支払方法	オリコフォレント	
	金融機関			支店名		
	種別・口座番号			口座名義人		
預託金	敷金	5,000円(駐車料の税抜金額の1.00ヶ月分)				
一時金	礼金	円(駐車料の税抜金額のヶ月分、消費税別途)				
	更新料	円(新駐車料の税抜金額の1.00ヶ月分、消費税別途)				
特約事項 (第18条)	本件駐車場が、甲の賃貸住宅に併設されているもので、乙がその住宅を並行して賃借している場合に、当該住宅の賃貸借契約が、終了したときは当然に本件契約も終了することを甲・乙は確認しました。					
乙の確認義務	機械式駐車場の場合、乙に確認義務があります(第6条1項)。					
賃貸人 (甲)	住所	(〒)				
	フリガナ					
	氏名					
賃借人 (乙)	住所	(〒)				
	フリガナ	イサワケンイチ				
	氏名	澤野 圭一郎				
	生年月日	昭和50年9月16日				
	自宅電話番号			携帯電話番号		
緊急連絡先 (又は、法人契約 の場合は使用者)	住所			続柄		
	氏名			電話番号	048-824-2111	
	勤務先名称	埼玉県議会		所属部署		
車種等	車種	軽自動車・小型自動車・普通自動車			登録番号	
	メーカー名	スズキ	車名	エブリイ	色	白
並行契約住宅	名称	加藤コーポラス			居室番号	
管理会社	株式会社タイセイ・ハウジー 川口営業所 埼玉県川口市栄町3-8-		仲介人	埼玉県三郷市早稲田1丁目3番地10 有限会社ケイテイテイ 代表取締役 加藤 英泉		

2019年9月吉日

ご契約者各位

株式会社タイセイ・ハウジング
川口営業所 営業所長

消費税率引き上げに伴う賃貸条件変更のご案内

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素よりご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の消費税法改正に基づき、来る2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。

税率引き上げに伴い、ご契約いただいております賃貸物件の内、駐車場（自動車・バイク・自転車）の使用料金につきましては、2019年10月分から改定消費税率に基づく賃貸条件となります。

つきましては、下記をご参照いただき新たな賃料にてお支払いをいただく旨、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

尚、住宅家賃（事業用店舗・事務所を除く）、共益費は非課税でございますので、変更はございません。

敬具

記

◆ お支払額変更について

2019年10月分より、駐車料金（税抜）に消費税10%を加算した金額が新賃料です。尚、住宅と併用してご契約中の場合、駐車場新賃料を合算した合計額がお支払額となります。

<お支払例> ※ご契約中の料金により異なります

現在のお支払額 (参考) 月額駐車料 5,400円 (駐車料 5,000円 消費税 400円)

↓

新たなお支払額 (参考) 月額駐車料 5,500円 (駐車料 5,000円 消費税 500円)

◆ お支払方法について

<①お振込の場合>

2019年10月分から、新たな賃料を契約上の支払期日までにお振込ください。

<②自動送金をご利用のご契約者様の場合>

2019年10月分から、自動送金を依頼されている金融機関にて、新たな賃料への変更手続きをお願いいたします。

<③弊社指定の自動引き落としをご利用の場合>

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。

<④保証会社の引き落としをご利用の場合>

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。

整理番号 83

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---------------------------------------	--

支出年月日	0 年 3 月 27 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">81</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">556</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		81	556
百万	千	円							
	81	556							

使途	<p>駐車場賃貸料 3ヵ月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
----	--------------------	--------------------------------

領収書等貼付欄 (株)東上不動産
 横川 雅也 $30,206 \times 3ヵ月 \times \frac{9}{10} = 81,556$

23	03-01-27	振替	*30,206	AP(中子)	
		○他店支払いの小切手等で入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。 ・その他の預金の場合は、円単位となります。			
24	03-03-01	振替	*30,206	AP(中子)	
		○他店支払いの小切手等で入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。 ・その他の預金の場合は、円単位となります。			
25	03-03-29	振替	*30,206	AP(中子)	※手数料 ¥206

※領収書等に④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、本欄に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借更新契約書

2年7月30日

貸 貸 人 株式会社 東上不動産 (甲)
 貸 借 人 横川雅也事務所 代表 横川雅也 (乙)

(1) 賃貸借の目的物の表示

名 称 西口駅前駐車場 XXXXXXXXXX
 所 在 地 埼玉県東松山市箭弓町1丁目5347番2
 用 途 駐車場 車 輛

(2) 賃 貸 借 条 件

前 契 約 日 2019年9月1日
 新 契 約 期 間 2020年9月1日 ~ 2021年8月31日

駐 車 料 10,000円 (1台につき) -----

合 計 10,000円
(1台につき)

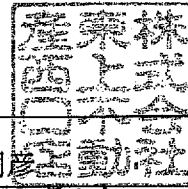
敷 金 -----
 更 新 料 新駐車料の1ヶ月分 (1台につき)

更 新 手 数 料 -----

特約事項： 上記以外の契約条項は原契約書に基づくものとし、変更する事無く存続する。
 本契約書を2通作成し、甲乙各々記名捺印の上、各1通を保有する。

賃 貸 人 住 所 埼玉県東松山市箭弓町2-2-16
 (甲)

代 理 人 氏 名 株式会社 東上不動産 代表取締役 宮村 明彦



事務所 0493-97-5050

賃 借 人 住 所 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13 携帯

(乙)
 フリガナ
 氏 名

埼玉県議会議員 横川雅也事務所



賃料振込先



83-3

貸借更新契約書

令和2年1月21日

貸借人 株式会社 東上不動産 (甲)

貸借人 横川雅也事務所 代表 横川雅也 (乙)

(1) 貸借の目的物の表示

名称 西口駅前駐車場
 所在地 埼玉県東松山市箭弓町1丁目5347番2
 用途 駐車場 車 輛

(2) 貸借条件

前契約日 2019年4月1日

新契約期間 2020年4月1日 ~ 2021年3月31日

駐車料 10,000円

合計 10,000円

敷金

更新料 新駐車料の1ヶ月分

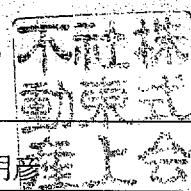
更新手数料

特約事項： 上記以外の契約条項は原契約書に基づくものとし、変更する事無く存続する。
本契約書を2通作成し、甲乙各々記名捺印の上、各1通を保有する。

貸借人住所 埼玉県東松山市箭弓町2-2-16

(甲)

代理人氏名 株式会社 東上不動産 代表取締役 宮村 明彦 印



貸借人住所 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

(乙)

フリガナ氏名

横川雅也事務所

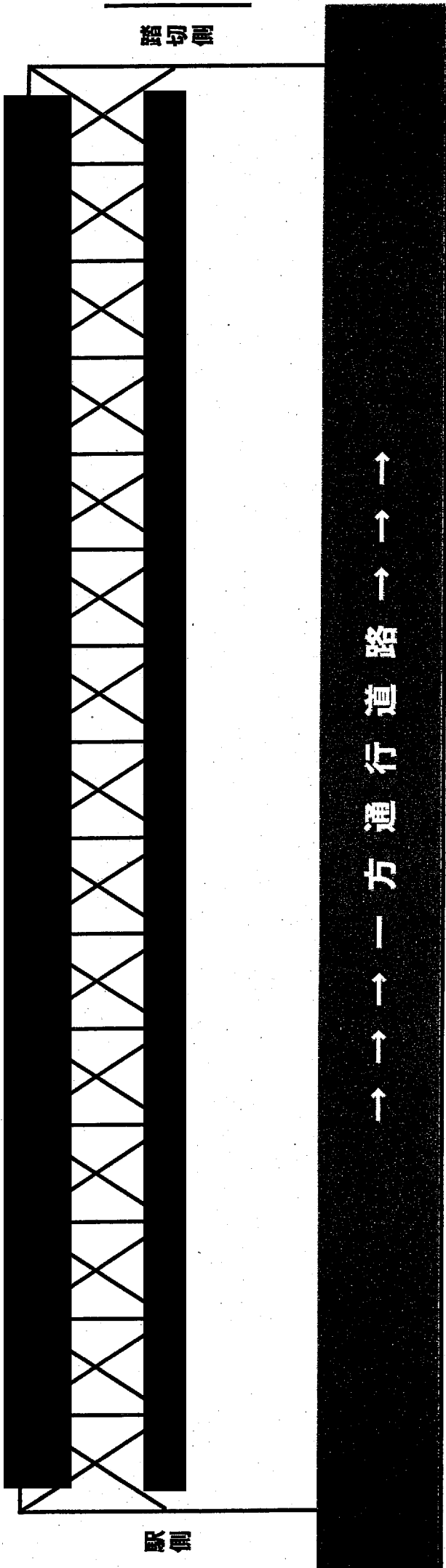
横川雅也

TEL (0493) 77-5050
FAX (0493) 77-1000

自宅
携帯

賃料振込先

83-4



西口駅前駐車場

所在地 箭弓町1-5347-2

月額 10,000円

整理番号	281
------	-----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	3年 1月 27日 他	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2356</td> <td></td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		2356	
百万	千	円							
	2356								

使 途	事務所用マシ、モップ使用料
-----	---------------

領収書等貼付欄

別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

$$(652 + 319 + 649 + 319 + 649) \times \frac{9}{10}$$

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 281 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領収書

2021年01月27日 09:42 No.2065566

高橋政雄 様

お問合せ番号: XXXXXXXXXX
住所:
さいたま市緑区中尾270

TEL: XXXXXXXXXX
契約日付: 20071031
配達日付: 20210127
順番: 006-00
設置場所:
9~18時 木曜、日祝休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット緑UNMS
1 @330 ¥330

クリーンモップ C-M4
1 @290 ¥290

小計: ¥620
消費税: ¥62

合計: ¥682

備考:

株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0



領収書

2021年02月10日 13:56 No.2069031

高橋政雄 様

お問合せ番号: XXXXXXXXXX
住所:
さいたま市緑区中尾270

TEL: XXXXXXXXXX
契約日付: 20071031
配達日付: 20210210
順番: 028-95
設置場所:
9~18時 木曜、日祝休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

クリーンモップ C-M4
1 @290 ¥290

小計: ¥290
消費税: ¥29

合計: ¥319

備考:

株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0



領収書

2021年02月24日 09:49 No.2071892

高橋政雄 様

お問合せ番号: XXXXXXXXXX
住所:
さいたま市緑区中尾270

TEL: XXXXXXXXXX
契約日付: 20071031
配達日付: 20210224
順番: 006 00
設置場所:
9~18時 木曜、日祝休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHSS
1 @300 ¥300

クリーンモップ C-M4
1 @290 ¥290

小計: ¥590
消費税: ¥59

合計: ¥649

備考:

株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0



整理番号

281-3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領収書

2021年03月10日 13:29

No.2074976

高橋政雄

様

お問合せ番号: [REDACTED]

住所:

さいたま市緑区中尾270

TEL [REDACTED]

契約日付: 20071031

配送日付: 20210310

順番: 028-95

設置場所:

9~18時 木曜、日祝休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

クリーンモップ C-M4
1 @290

¥290

小計: ¥290
消費税: ¥29

合計: ¥319

備考:

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0



領収書

2021年03月24日 09:34

No.2077712

高橋政雄

様

お問合せ番号: [REDACTED]

住所:

さいたま市緑区中尾270

TEL [REDACTED]

契約日付: 20071031

配送日付: 20210324

順番: 006-00

設置場所:

9~18時 木曜、日祝休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHSS
1 @300

¥300

クリーンモップ C-M4
1 @290

¥290

小計: ¥590
消費税: ¥59

合計: ¥649

備考:

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

